

第 23 回 CY 法務セミナー

コーポレートガバナンス・コードを踏まえた 平成 28 年株主総会運営の留意点

【開催日時】 2016 年 3 月 24 日（木）14：00～16：00（13：30 受付開始）

【会場】 シティニューワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル 8 階）

【受講料】 無料

【定員】 70 名

*お申込み多数の場合は、お申込みをいただいた段階で 1 社あたり 2 名までに制限させていただく場合もございます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容

1. 平成 27 年株主総会の傾向
2. 平成 26 年改正会社法への追加対応
3. コーポレートガバナンス・コードへの対応状況
4. 株主総会運営に影響する近時の研究会等の動向
 - (1) スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
 - (2) コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会
 - (3) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会
5. 平成 28 年株主総会に向けて準備すべき事項
 - (1) 招集通知(事業報告・参考書類)の内容の見直し
 - (2) 株主・投資家への開示方法の見直し
 - (3) 機関投資家の出席要求に対する対応方針
 - (4) 株主への説明内容の見直し
 - (5) その他株主総会運営に関する留意点

＜スピーカーより＞

昨年は、会社法の改正、その法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの公表が立て続けに行われ、これらの改正内容を十分に読み込めないまま株主総会を迎えた企業も多かったものと推測されますが、平成 28 年の株主総会においては、これらの改正等に本格的に対応する必要がでてまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードの公表後も、経済産業省や金融庁における研究会等においてさらなる検討が重ねられており、そのとりまとめの内容いかんによっては、平成 28 年株主総会への影響も想定されるところです。

そこで、本セミナーでは、昨年の株主総会の傾向に加え、その後のコーポレートガバナンスに関する動向を概説した上で、平成 28 年株主総会に影響しうる事項について、ご説明いたします。その上で、平成 28 年株主総会において実際に対応すべきポイントについて整理したいと存じます。

なるべく多くの皆様に平成 28 年株主総会に向けて準備すべき事項についてご理解いただくことを目的としておりますので、是非ご参加頂ければ幸いです。

＜スピーカープロフィール＞

弁護士 寺崎 大介（てらさきだいすけ）

当事務所所属弁護士(パートナー)。1998 年弁護士登録。2005 年米国ニューヨーク州弁護士登録。会社法、金融商品取引法を中心とする一般企業法務を専門とし、コーポレートガバナンス及び株主総会実務に詳しい。企業提携・買収、組織再編については、数多くの上場企業案件を手がけている他、商事訴訟等も幅広く取り扱う。